

岡崎市子育て支援団体登録制度事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域における子育て支援活動のより一層の推進を図るため、子育て支援活動を行う団体の子育て世帯への情報提供及び団体相互の交流・連携に資することを目的とし、市への団体登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録できる団体は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 地域で子育て支援活動を行う団体（民生委員児童委員が運営する子育て支援の会及び総合子育て支援センターで登録している子育てサークルを除く。）であること。
- (2) 市内で活動している団体であり、その実体と代表者が明確であること。
- (3) 特定の政治、思想、宗教、営利の活動を目的としたものでないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体であること。

(登録の手続)

第3条 登録を希望する団体は、子育て支援団体登録票（様式第1号。次項において「登録票」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録票の提出があった場合において、当該団体を登録したときは、登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(変更及び廃止)

第4条 登録団体は、登録内容に変更があった場合は、子育て支援団体変更届（様式第3号）により、1か月以内に市長に届け出なければならない。

- 2 登録団体は、子育て支援活動を廃止し、又は団体を解散したときは、子育て支援団体登録廃止届（様式第4号）により、1か月以内に市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録団体が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 前条第2項の規定による届出をしなかったとき。

(登録団体への支援)

第6条 市は、登録団体に対し、次の各号の支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の情報を市ホームページに掲載すること。
- (2) 市の子育て支援事業に関する情報を提供すること。
- (3) 子育て支援に関する意見交換の場を提供すること。

(登録証の返還)

第7条 登録団体は、第4条第2項による届出を行ったとき又は第5条による登録の取消しを受けたときは登録証を返還しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、登録について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。